2023年度 星槎大学専門職大学院 教育課程連携協議会 委員一覧（2023.09.01更新）

NO	委員	氏名（敬称略）	委員区分	所属	職責
1	継続	小林 格	第３条第２号及び３号	川崎市教育委員会	教職員人事課採用・人材育成人材育成担当課長
2	継続	柳澤 尚利	第３条第２号及び３号	横浜市教育委員会	教職員人事部教職員育成課　首席指導主事
3	継続	濱田 啓太郎	第３条第２号及び３号	神奈川県教育委員会	教育局教育参事監
4	継続	平出 彦仁	第３条第４号	外部有識者	元神奈川県教育委員長／元横浜国立大学教授
5	継続	石倉 義之	第３条第２号	大原学園大原法律公務員専門学校（大宮校）	専門課程教務部公務員課 課長
6	継続	西村 哲雄	第３条第１号	星槎大学大学院	学長／研究科長／自己点検・評価委員長
7	継続	岩澤 一美	第３条第１号	星槎大学大学院	教務委員長
8	継続	石原 朗子	第３条第１号	星槎大学大学院	IR室長／自己点検・評価委員
9	継続	小林 学	第３条第１号	星槎大学大学院	事務部長
10	新規	田中 操	第３条第１号	星槎大学大学院	事務員
記録	-	吉川遼／田中 操	－		

星槎大学専門職大学院　教育課程連携協議会に関する規程（抜粋）

第３条　育課程連携協議会は，学長が委嘱する以下の委員をもって組織する。

(1)学長又は当該専門職大学院の研究科長が指名する教員その他の職員

(2)当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、 当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

(3)地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者、その他の地域の関係者

(4)当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者